

4 月臨時教育委員会会議録

公開案件

開催日時	平成 29 年 4 月 3 日（月） 午前 9 時から	
開催場所	奈良市役所 北棟 6 階 第 17 会議室	
出席者	委員	中室教育長、杉江委員、吉田委員、都築委員、畑中委員 【計 5 人出席】
	事務局	土田補佐、中垣
	理事者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、 池本教育総務課長
議事録署名委員	杉江委員・都築委員	
開催形態	公開（傍聴人 なし）	
議 題	1 教育長職務代理者について 2 議事 議案第 1 号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について 議案第 2 号 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱 の一部改正について	
決定取り纏め 事項	1 教育長職務代理者については、杉江委員が指名された。 2 議事 議案第 1 号 教育長に対する事務委任規則の一部改正については、 原案どおり可決した。 議案第 2 号 奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱 の一部改正については、原案どおり可決した。	
担当課	教育委員会 教育総務課	

議事の内容

教 育 長	<p>本市におきましては、本年4月1日より新たな教育委員会制度をスタートいたしましたのでよろしくお願いいたします。</p> <p>教育委員異動がございましたので、紹介させていただきます。</p> <p>まず、教育委員ですが、5年間教育委員長を続けていただいていた杉江委員、そして都築委員、畑中委員、3月末で退任されました金春委員に代わりまして、4月1日付で任命を受けられた吉田委員です。それでは、新しく教育委員に就任された吉田委員から一言お願いいたします。</p>
吉 田 委 員	<p>吉田信也と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>奈良県立奈良高等学校、その後奈良女子大学付属中高で数学の教諭と副校長をいたしまして、退職後は奈良女子大学で全学共通の教授として働いています。奈良市の児童生徒が健やかに育つため、教員がどのような環境であれば気持ちよく働き、児童生徒をうまく指導していけるのか、少しでも力になればと思い、お引き受けいたしました。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>続きまして事務局の職員ですが、異動がありましたので、紹介させていただきます。</p>
教 育 総 務 部 長	<p>教育総務部長を拝命いたしました尾崎でございます。</p> <p>中核市の東京事務所に2年間派遣されておりました。その前は教職員課長としてお世話になりました。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>学校教育部長の北谷です。前任は教育総務部長でしたので、また職務に専念したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
教 育 総 務 部 次 長	<p>引き続き教育総務部次長を拝命いたしました小橋でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>教育総務課長を拝命いたしました池本でございます。</p>
教 育 長	<p>すでに3名の委員は顔見知りですが、内部の中で異動がございました。他の教育委員会の理事者は4月定例教育委員会会議で紹介させていただきます。</p> <p>それでは資料の確認を事務局でお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の資料は教育長職務代理者について及び議案第1号2号、以上</p>

	<p>でございます。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は全員が出席していますので、委員会は成立いたします。ただいまから4月臨時教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は杉江委員、都築委員にお願いしたいと思います。本日は傍聴人がございませんので、まず議案に入りたいと思います。教育長職務代理者についての制度の説明を教育総務課長おねがいます。</p>
教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に、教育長に事故あるときまたは教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされています。なお、職務代理者の任期に関しては、教育長が別の職務代理者を指名するまで又は教育長が新たに任命され、その教育長が新たに職務代理者を指名されるまでとなっていますので、新たな指名がない限り継続して職務を担っていただきます。</p>
教 育 長	<p>私から指名させていただきます。職務代理者を前任の委員長であった杉江委員にお願いしたいと思います。新制度に代わりましたので、スムーズに移行していけるように熟知してくださっていると思いますのでお願いしたいと思います。教育長職務代理者として杉江委員から一言お願いいたします。</p>
杉 江 委 員	<p>教育長からのご指名ですのでお受けしたいと思います。しっかりと務めさせていただこうと思います。よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>議事は、2件となっています。本日はすべて公開案件となっています。それでは議案第1号「教育長に対する事務委任規則の一部改正について」教育総務課長から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>資料1ページをご覧ください。条例規則の改廃調書でございます。平成27年4月1日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、本市教育委員会では本年4月1日より新教育委員会制度へ移行し、教育行政の責任の明確を図るため教育委員長と教育長を一本化した新教育長が就任されました。従来から、教育長には教育委員会の権限のうち一部を教育長に対する事務委任規則において事務委任しておりましたが、今回新教育長が就任され、教育委員会会議の効率的な運営を図るためその一部見直しを図ったものです。改正の方針は、地方教育行政の組織及び運</p>

営に関する法律の教育長の事務委任に関する事項との整合性を図ったものです。

資料2ページをご覧ください。教育長に対する事務委任制度の新旧対照表です。まず、現行の第1条第4項議会の議決を経るべき議案の原案を決定することを削除しました。議会の議決を経るべき議案を作成し提出するのは市長であり、例えば予算案やその他条例改正、財産の取得等の案件においては、第3項において委員会が議会の議決を経るべき事案について意見を申し出ることとなっているとともに、こうした議案については、法の一部改正に伴う定例的な条例改正が大半であることから今回削除いたします。また、削除したことによる重要な議案の取り扱いについては、第2条において委員会の決定事項となっています。

次に現行の第8項を社会教育委員、公民館運営審議会委員及び文化財保護審議会委員を法律または条令に基づく教育委員会の附属機関に改正いたします。本市教育委員会が委嘱任命している非常勤特別職は、法律に定めのある社会教育委員や公民館運営審議会委員のみならず、奈良市附属機関設置条例により設置されている奈良市立小中学校通学区域検討委員会など要綱に至る委員のものがあるため、その範囲を明確にするため改正案を提案してきましたし、できるものでありますので、削除させていただきました。

次に第10項、校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること、また第11項通学区域を定めることを削除させていただきました。

これらの方針については第1項の教育に関する基本方針として提案してきましたし、できるものでありますので削除させていただくものです。

以上です。ご審議お願いいたします。

教 育 長

第1号議案についてご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

杉 江 委 員

よろしいのではないかと思います。議会の議決を経るべき議案の原案の決定というのは先ほどの通りですので当然そうあっていいと思います。また、(7)の改正案では(教科用図書選定委員会その他重要なものを含む)とありますが、教育委員の関与ということで、教科図書の選定というのは重要ですから、従来通りということで異論ありません。

教 育 長

ではご意見がないようですので、「教育長に対する事務委任規則の一部改正について」採決したいと思います。

本案を原案通り可決することに決しまして、ご異議ございません

各 委 員	か。
教 育 長	異議なし
教育総務課長	<p>異議なしと認めます。よって議案第1号「教育長に対する事務委任規則の一部改正について」は原案通り可決することに決定いたしました。</p> <p>続いて議案第2号「奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正について」教育総務課長お願い致します。</p>
教 育 長	<p>資料1ページをご覧ください。奈良市教育委員会後援名義使用承認については教育長専決をしたものを教育委員会会議において報告し、使用承認をいただいていたのですが、平成29年度より新教育委員会制度のもと教育長の責任において後援名義の使用について承認し、内容を簡潔にまとめ本会議に報告したいと考えています。資料2ページをご覧ください。具体的には第6条「教育長は前条の申請が提出されたときには後援名義の使用承認の可否について奈良市教育委員会会議規則第2条に規定する会議に諮るものとする」を削除いたします。</p> <p>また、7条「会議の結果」とあるものを、「前条の申請書を受理したときは速やかに後援名義の使用承認の可否を決定し」と改めます。このことにより、限られた時間の中でより議論を深めていただけるものと考えます。</p> <p>ご審議のほどお願いいたします。</p>
杉 江 委 員	ご意見ございましたら伺いたいと思います。
教 育 長	<p>これまでは教育長報告として報告していただき、内容もきっちりとして並べて会議に提出していました。しかし、あまりにも詳しい内容が書かれているので、そのための審議に時間がかかっていました。教育委員会会議効率化ということも、一方では考えていく必要があります、簡便なものを会議に提出していただくということですので、賛成です。</p>
教 育 長	<p>経緯を申し上げますと、もともと、教育委員会に諮らず、教育長専決で終わっていました。しかし、教育委員が行事に行くとき、あるいは、個人的な関わりで行かれた時に、教育委員会の後援でお世話になっておりますと言われても、わからないので、事前に知らせてほしいということで、教育長専決したものを会議にお諮りしております。だんだんと質問が深くなって行って、そのやりとりに時間を費やしている状況ですので、このような案を提出させていただきま</p>

	<p>した。今でも、事務局で後援名義を決裁するときは、丁寧にやり取りをさせていただいていますので、このように改正させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
都 築 委 員	<p>必要な時はこちらから質問をさせていただきます。</p>
教 育 長	<p>ご意見ございませんので、議案第2号奈良市教育委員会後援名義の使用承認に関する要綱の一部改正について採決いたします。本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって議案第2号は原案通り可決することに決定いたしました。これで本日の案件は終了いたします。他に、ご意見ご質問はございませんか。 ないようですので、本日の臨時教育員会を閉会いたします。</p>